

## 第66回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和3年2月24日（水）14：10～15：40

場所：ウェディングプラザアラスカ 4階「ダイヤモンド」

司会： それではただ今から、第66回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

本日は都合により鈴木委員及び野呂委員が欠席となっておりますこと、藤原委員の代理といたしまして二戸市環境推進室の三浦豊様が出席されておりますこと、一ノ渡委員・宇藤委員・山本委員の到着が遅れておりますことを御報告いたします。

それでは開会に当たりまして、環境生活部長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

佐々木部長： 皆さん、こんにちは。環境生活部長の佐々木でございます。

末永会長はじめ委員の皆様方にはお忙しい中、また本日、このように悪天候の中御出席をいただきましてありがとうございます。お三方、まだ到着されておられません、時間が限られておりますのでスタートさせていただきたいと思っております。

現在の現場の状況でございますが、既存の揚水井戸、それから集水井戸からの揚水を継続しております。また県境部に設置されております注水井戸、こちらは冬期間でも注水できるように改造を行いまして、現場の地下水浄化対策を着実に進めているところでございます。

また前回の会議で御協議をいただきました地下水浄化に係る第3次評価の結果に基づく追加対策工事の着手に向けまして、私どもの方で準備を進めているところでございます。

本日の会議では、今年度の締めくくりといたしまして令和2年環境モニタリング調査結果、1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件、浸出水処理施設の運転方法に関する内容のほか、環境モニタリング調査計画案などについて御説明をすることとしております。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見・御助言を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。

司会： それでは議事に移ります。

ここからの議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 会長を仰せつかっている末永でございます。先ほど部長の御挨拶にもありましたが、今年はとにかく暖かい時と寒い時が極端で、アメリカのテキサス州はとんでもないことになっているのは、皆さん、御存知のとおりです。いわゆる温暖化というのは必ずしも地球全体が暖かくなるということではなくて、極端な異常気象を引き起こすというのが今や明らかです。そういう中で、とにかく暖かかったり寒かったり大変な状況です。

とにかく大変な異常気象であります。同時にこの1年間、皆様方御存知のとおり新型コロナウイルスですね、ちょうど1年ちょっと経つわけではありますが、私は最初の頃はSARSやMERSと同じように何となく消えてしまうのかなぐらいに思っていたのですが、大変な状況をつくり出してしまっているわけです。

そういう中において、青森県はビヨンドコロナということで、この月曜日から県議会でも知事がコロナ以後の強靱化した強い青森県をつくるんだということで確か所信表明をされたと思いますが、まさにそうであって、今、まさに青森らしさを出しながら新しい、国全体ももちろんそうですが、青森らしさを出しながら青森県の良さをもっと出して、新しい青森をつくっていければなと思っています。

横道にそれましたが、そういう中において、この県境の協議会ももう第66回目になりました。これも県の大変な御尽力のもとにおいて、今日はいろいろ御報告があると思いますが、非常にいい方向に動いている。いよいよ収束する時が見えてきたのかなと、私は個人的には思っている次第です。

もちろん、いろんな問題が仮に出てきたとしたら、もちろんそれはきちんとフォローアップしていかなければいけないと思いますが、多分、決してそうはならないだろうと、今までのいろんな御尽力の中において、そうはならないだろうと思っております。

お三方はまもなく来られると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは引き続き、これも先ほど佐々木部長の方からありましたが、まず今日の審議事項案とありますが、2番目、3番目、4番目の案、これに関しましてはやはり地元の委員の方々の御意見も十分聞いた上で決定した方がいいと思ひますので、これらを後回しにして、1番、5番、6番、7番、いわゆる報告事項の方を前倒しでやらせていただいて、それから2番、3番、4番、そういう形でやらせていただきます。

ただ一応16時で終わりとなっておりますので、皆さん方、御意見があると思ひますが、なるべく終わりは16時くらいにさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それではさっそく1番目の案件であります。令和2年環境モニタリング調査結果。これに関しましてお願ひいたします。

事務局：青森県環境保全課県境再生対策グループの竹谷と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私の方から令和2年1月から12月までの環境モニタリング調査結果について、資料1-1、1-2、1-3に基づき御説明をさせていただきます。

それではまず資料1-1を御覧ください。1、水質モニタリングの結果についてですが、周辺河川・湧水等については8地点で調査をした結果、全ての地点において環境基準値を超える値は検出されませんでした。

次に周辺地下水については、6地点で調査を実施した結果、1地点において1,4-ジオキサンが環境基準値を超える値で検出されました。

次に遮水壁内地下水については37地点で調査を実施した結果、一部の地点において1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ベンゼンについて環境基準値超過が確認されております。

それでは次に資料1-2の28ページを御覧ください。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、観測井戸ア-38、ア-39から検出されており、測定値の推移を一番下のグラフに示しております。いずれの地点についても硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値超過が確認されたのは、廃棄物の全量撤去以降であることから、廃棄物由来である可能性は低いものと考えており、今後も測定値の推移を注視して参りたいと考えております。

ベンゼンにつきましては、観測井戸ア-43において環境基準値超過が確認されており、測定値の推移を中段のグラフに示しております。ベンゼンについては現在実施している1,4-ジオキサン浄化対策により、今後低下していくものと考えておりますが、これについても今後の測定値の推移を注視して参りたいと考えております。

次は1,4-ジオキサンについてです。1,4-ジオキサンの浄化の進捗につきましては、資料1-3により御説明をさせていただきます。まず浄化対策の実施状況については、第一帯水層及び第二帯水層ともに既存の揚水井戸から揚水を継続するとともに、注水井戸、大口径注水井戸及び浸透櫛に12月上旬まで注水を実施いたしました。また、先ほど部長からの御挨拶で紹介がありましたとおり、県境部に設置されている注水井戸3基につきましては、岩手県現場内の浄化完了井戸である大口径北から取水した水を、冬期間においても注水できるよう改造を行い、注水を継続中でございます。

また前回の協議会で御説明をさせていただいたア-26、ア-52-1、DW-5、14、20への注水を令和2年11月から試験的に実施しております。

次に2ページを御覧ください。第3次評価により設定した計画揚水量との比較でございますが、大口径注水井戸に注水を実施できた令和2年4月から11月の平均揚水量は、いずれのエリアにおいても計画揚水量と同程度でございました。

次に 1,4-ジオキサン濃度の状況について御説明をいたします。3 ページを御覧ください。こちらのページ、左側は前回の協議会で決定された 1,4-ジオキサンを対象とした現場内地下水の終了要件、ページ右半分は終了要件の達成状況を示しております。

まず、第一帯水層については、12 地点中 5 地点において 1,4-ジオキサンの濃度が 1 年間継続して環境基準値以下となり、浄化の終了要件を達成しております。この他、直近の測定値が環境基準値以下となっている地点は 4 地点ございました。またエリア平均濃度は、年平均値では環境基準値を超過しておりますが、直近の測定値では環境基準値以下となっております。

次に第二帯水層につきましては、23 地点中 4 地点において 1,4-ジオキサン濃度が 1 年間継続して環境基準値以下となり、浄化終了要件を達成しております。この他、直近の測定値が環境基準値以下となっている地点が 3 地点ございました。またエリア平均濃度は第二帯水層低濃度エリアでは年平均値及び直近の測定値ともに環境基準値以下となっております。

次に高濃度エリアでは、エリア平均濃度は年平均値及び直近の測定値ともに環境基準を超過しております。高濃度エリアの浄化状況につきましては、7 ページにお示ししております。この中で揚水井戸 CW-2、CW-3 の 1,4-ジオキサン濃度は低下傾向にあり、CW-2 では 1 年前の令和元年 12 月濃度は 1.6 mg/L でございましたが、直近の令和 2 年 12 月の濃度は 0.46 mg/L であり、1 年間で約 3 分の 1 に低下しております。また CW-3 では、これも 1 年前の令和元年 12 月の濃度は 0.97 mg/L でございましたが、令和 2 年 12 月の測定結果は 0.50 mg/L であり、1 年間で約 2 分の 1 程度にこちらも濃度が低下しております。このため、地下水の浄化は着実に進んでいるものと考えてございます。

今後の対策といたしましては、場内の注水井戸への注水を積極的に実施するほか、第 3 次評価を踏まえて実施する追加対策を令和 3 年度に速やかに実施して、現場内地下水の汚染物質の濃度が早期に環境基準値以下となるよう、これまでと同様に最善を尽くして参りたいと考えてございます。

私からの御説明は以上でございます。

末永会長： どうもありがとうございました。ただ今、令和 2 年環境モニタリング調査結果の御説明をいただきました。

これに対して御質問がおありでしたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

それでは先ほど申しましたように、2、3、4 は飛ばしていただきまして、議案の 5 番目になりますが、地下水浄化に係る第 3 次評価結果に基づく追加対策工

事の実施内容についてということで説明をしていただきます。

事務局： それでは案件5番、地下水浄化に係る第3次評価結果に基づく追加対策工事の実施内容につきまして、環境保全課、渋谷の方から説明をさせていただきます。資料5をお願いします。

令和3年度の地下水の浄化追加対策工事につきましては、前回の11月の協議会で御審議いただいたところですが、改めて簡単に説明させていただきます。

ただ今、追加対策工事について、詳細については設計中でございますが、概要としてはこの資料の図のようになります。まず平面図の左半分の辺りを見ていただきまして、DW-7、DW-11、DW-18というのをオレンジ色の○で示してございますが、こちらの地下水の流れの上流のところ到现在稼働している注水井戸と同様のものを計3基設置しまして、注水を行うことになってございます。これにつきましては左下の方にイメージ図を示してございます。DW-7、11、18の地下水の流れで、上流のところから新設の注水井戸を配置しまして、そこにきれいな水を注水し汚染の浄化を行うと考えてございます。

続きまして平面図の右半分のところを見ていただきたいと思いますので、こちらはオレンジで示しましたDW-16と、白い○で示しましたア-43を対象としまして、注水井戸のCW-2の中から注水用の横ボーリングを掘って注水を行うことを考えてございます。

このイメージ図は右下の方に示してございます。集水井戸のCW-2は集水用の横ボーリングから汚染の地下水の水を集めて揚水しているものですが、この井戸を縦穴として利用しまして、地中から注水用の横ボーリングを掘ります。そして清浄水、きれいな水を注水して、DW-16の方から揚水するというので浄化を進めたいと考えてございます。

こちらの工事について、予定では令和3年度の早期に発注を行いまして、8月頃の完成を目標として考えてございます。

資料5につきましては、説明は以上となります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、地下水浄化に係る第3次評価結果に基づく追加対策工事の実施内容ということで御説明をいただきました。絵が出ておりますが、皆さん方の御理解をいただけたと思っております。

何か、これに御質問、御意見、ございますか。

眞家委員： 注水井戸への水の供給というのは、どこからされるのか。

事務局： お答えします。注水用のきれいな水につきましては、今、設計中でございます

が、場内注水用の水の配管を張り巡らせており、そこから分岐する形で供給することになります。

眞家委員： 量的には全然問題はないということによろしいですね。

事務局： はい、そうです。

末永会長： よろしいですか。

その他、何かございますか。それではこれも御質問はないということで、ありがとうございました。

それでは次は6番でございます。令和3年度、来年度の跡地整備工事の実施内容について御説明をお願いします。

事務局： 案件6の令和3年度跡地整備工事の実施内容について、説明をさせていただきます。資料6を用いて説明をさせていただきます。

令和3年度は、現在行っている地下水浄化に影響しないような一部の施設の撤去等を実施する予定でございます。工事内容としましては、平面図の中の青で示した、左側から防災調整池の撤去、場外西沢沈砂池の復旧、3つ目に鉛直遮水壁付近への縦坑設置として示してございます。

内容につきまして、次のページをお願いします。こちらのページでは場外西沢沈砂池復旧と防災調整池撤去について説明をいたします。1つ目の場外西沢沈砂池復旧ですけれども、こちらは事業場の表流水の一部が流れ込む西側の沢がございまして、こちらの下流となっております。事業開始前は池のようになっており、沈砂池の役割を果たしていたんですけれども、現在は土砂で埋まっております。この土砂を撤去するなどしまして、沈砂池として復旧することを考えてございます。

次の防災調整池ですけれども、これは廃棄物撤去前に雨水と廃棄物が接触しないようにブルーシートで防水を行いながら廃棄物を撤去したということがございます。元々の草地をブルーシートで覆うことで表流水が下流に流れる量が増えてしまうので、それを調整するために設置したのが防災調整池となっております。

このページの右上のところに写真を示してございますけれども、写真の一番上が事業着手前の状態でございます。この廃棄物を撤去する際に、2番目の写真のとおりブルーシートで覆ったという状況です。これの一部を剥がしながら廃棄物を撤去していきまして、25年度に廃棄物を全量撤去完了しまして、26・27年度で植樹をしまして、現在の状態が一番下の写真の状況になってござい

す。植樹等によりまして雨水が地下に浸透する量が増えて、そのため表流水は減少していることから、防災調整池についてはもう必要ないというコメントを委託先からもいただいているところでございます。防災調整池が不要となったため、シート等の表面構造物の撤去を行うことを考えてございます。

次のページをお願いします。こちらは鉛直遮水壁付近への縦坑設置について説明させていただきます。こちらについては第62回協議会におきまして基本案は協議済みで了解をいただいているところでございます。

現在は地下水の揚水浄化のために地下水をポンプアップして浸出水処理施設に送るということを行っているのですが、それが終了して揚水ポンプを停止させた場合に、地下水がどんどん遮水壁の中に溜まっていくと地下水湛水が生じることになります。この地下水を壁の外へ自然流下させる形を最終形として考えてございます。令和3年度は、その準備工事としまして、平面図の中のオレンジ色の○で示した縦坑3本を設置することを予定してございます。

平面図で地下水導水方法について説明をしますが、青い○というのが既に今現場にある集水井戸のCW-3でございます。平面図の一番下のオレンジ色の○から放射線状に横ボーリングを延ばしまして、CW-3と下の新しいCW-4で流末の地下水を集めまして、集めた地下水を遮水壁の前面縦坑のところに集水しまして、最終形としましては遮水壁を貫通させるような地下の配管を開けまして、遮水壁の外の縦坑に流して、こちらの背面縦坑から階段水路に導水をするを考えてございます。

資料の右下のところに赤い字で書きましたけれども、遮水壁に実際に穴を開けて貫通させる配管をやるような工事は揚水浄化終了時に実施すると考えてございますので、こちらは来年度はやらないことになってございます。

資料6につきましては、説明は以上になります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、令和3年度、来年度施行予定の3つの工事、その内の一部は後になりますが、これに対しまして御説明をいただきました。

何か御質問があれば、お願いします。よろしいですか。着々ともう終わりに近づいています。復旧あるいは原状回復に向かっていると、あるいは不必要なものは撤去をしていくという形だということです。よろしいですか。

それでは7番目でありますが、令和3年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等についてということで、これも事務局からよろしくお願いします。

事務局： 環境保全課の鹿内と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは資料7-1、令和3年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等について御説明をいたします。

まず1つ目といたしましては、自然再生でございます。(1)の森林整備ですが、「森林整備計画」に基づきまして、八戸市森林組合と連携し、令和3年度も引き続きグミの剪定等植栽地の管理を行って参ります。(2)の現場見学につきましては、現場跡地の樹木の生育状況などの森林整備状況を、今後も情報提供していく必要があることから、令和3年度も現場見学に対応していくこととしております。

次に2つ目としましては、地域振興でございます。本県の有効活用エリアについて、岩手県と一体的な利活用の実現可能性を探るため、引き続き、岩手県におけるワーキンググループでの跡地利活用の検討状況を注視していきまるとともに、田子町と随時意見交換をさせていただきたいと考えております。

資料7-2ですけれども、昨年12月19日開催の岩手県の協議会で報告されたワーキンググループの活動状況の資料でございます。1ページめくっていただきまして、昨年11月18日に開催されたワーキンググループの概要ですが、利活用の方向性を整理するため、アドバイザーとして不動産鑑定士を招いて行っております。不動産鑑定士からは現場土地において継続的収益を発生するための用途を考える必要がある等の助言を得たと伺っております。

資料7-1に戻っていただきまして、3つ目の情報発信についてでございます。まず(1)ウェブアーカイブの更新についてですが、現在も本県の植栽地の定点撮影写真や水質モニタリングの結果などを公開しているところですが、速やかに公開してまいりたいと考えております。

前回の協議会で御質問がありましたウェブアーカイブへのアクセス件数ですけれども、平成26年7月に公開をしております、昨年度、令和元年度は5,537件のアクセス数となっております。

(2)の浸出水処理施設、田子町立図書館における資料展示も継続していただき、現場を来訪された方ですとか地域住民の皆様にも引き続き公開して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。ただ今、令和3年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等ということで御説明をいただきました。

1番目の自然再生、これは先ほどもありましたように八戸市森林組合の御協力をいただいて、さっきの資料6の2枚目の令和2年9月の写真が出ていますが、本当はかなり見違えるほど緑が増えてきている、原状回復に向かっているということだろうと思います。

現場見学、これも田子町などでやられていますし、あるいは地域振興に関しましては岩手県と足並みをそろえようということでもありますので、資料7-2に示



されておりました。

あと情報発信も、それなりにいろいろアクセスが若干減り気味ではありますが、5千件以上、令和元年度、昨年度は5,537件ということですね。

これに関しまして何か御質問等、あるいは三浦室長、岩手県のことで何か、特に青森にとって参考になるようなご意見が何かあればお聞かせいただければと思います。

二戸市長代理（三浦室長）： 二戸市の三浦でございます。今日は市長が議会对応のため欠席となりました。よろしくお願いいたします。

先ほど資料7-1、あるいは資料7-2で御説明があったとおりでございますが、地域振興は、岩手県は創設された検討ワーキングで今後検討をしていきたい内容が示されたようでございます。浄化終了も近づいてきておりますので、浄化終了後に向けていろいろ詰めていかなければならない時期が来ているなど感じています。以上でございます。

末永会長： 中央部のエリアで目指す方向性としてエネルギー産業誘致とありますけれども、これは太陽光などをイメージしているのですか。

二戸市長代理： 再生を念頭にということで、太陽光に限らず風力とか、あるいは水素とか、そういうものも考えられると思うのですが。具体的に何というわけではなくて、そういう事業が考えられるのではないかということです。

末永会長： 太陽光は、今度は環境省がよいよ規制をかけなければいかんと、全国のいろんなところで、あまりにも乱開発で土砂崩れを起こしたり、一番この辺では岩手県の遠野市ですね、大変な訴訟問題まで起きたわけで。そういうことで太陽光パネルの場合は、あそこはあまり影響はないと思いますが。水素は、あそこで水素産業をやろうとするとなかなか無理があると思います。それは岩手県の場合は英知を振り絞って。青森県はそういうのではなくて原状回復、森林ということで。どうぞ、御意見があれば。

坂本委員： これは大事なところで、再生しているところをもっと皆さんに知っていただく努力が必要なのかなと思うんですけども。それがアーカイブの更新でウェブアーカイブアクセス件数がだいぶ減ってきているということで、これは2年度もどうなるのかなと思うんですけども。

もっと、こういう事実があったことを知らない方も本当に増えているんじゃないかと思ひまして、やっぱり現場見学の希望に応じて対応していくということ

なんですけれども、こういうのも、もっと広く知らせる努力はしていらっしゃるのかなと思うんですが。その点について伺いたいのですけれども。

末永会長：　そういうことですが、県の方としてはどういう取組を。あるいは田子のことが分かれば同時に御説明をいただければと思います。

事務局　：　ここには令和元年度までの数字を載せているのですけれども。参考までに令和3年1月までの数字を申し上げますと、4, 984件ということで、昨年度並みぐらいにはいくのかなと考えています。

こういったPRの取組ですけれども、今のところホームページとかでそういうことをしてしまして。あと何ができるのかなということについては、この数字が若干下がりが気味ということで、何ができるかということについては検討をしていきたいなと考えています。

末永会長：　坂本委員、どうぞ、続けて。

坂本委員：　そうすると例えば県の広報誌が出るものがありますよね、広報誌。そういうもので「現場見学会を行っています」と、「こういうふうにだいが再生してきているんですよ」とかというツアーを企画するとか、そういうのは考えていらっしゃらないのですか。

事務局　：　ツアーを企画するかというのは、今のところは考えていないのですけれども、県の広報誌とかに、こういった見学の要望があればお受けしますということについては検討をしてもいいのかなと思います。

確かに一時、騒がれた頃は皆が注目をしてアクセスをしていたと思うんですけれども、今後何ができるのかというのはこれからの検討課題だと思っています。

坂本委員：　豊島の現場でもいろいろなことをやっていらっしゃると思うんですけれども、やはりこういうことがあったという事実と、こうやってだいが再生してきているという事実、次の被害を生まないために、そういうことはやっぱり常に知らしめていく努力は必要なのかなと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

末永会長：　佐々木部長。

佐々木部長：　御意見、ありがとうございます。実は令和2年度は新型コロナの影響があり

まして、積極的にお越しくくださるというのはなかなかやりづらかったというのがあります。ただ、私たち県職員も含めまして、やはりこの事案のことを知らない人は増えているのは事実だと思いますので、令和2年度は三八地域県民局の職員の研修でこちらの現場を見ていただくことをしました。コロナの関係もありますし、また地元の皆さんの考えていることもあると思いますので、御相談をしながらいろいろ考えながらやっていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございます。

末永会長： 坂本委員、よろしいですか。とにかくこれは、我々もいつもここで坂本委員と同じような考えで御意見をいただいていますけれども、本当に大変な時間と労力と費用をかけてここまで来たこと、そういう原因を作ったのは何なのかということ、これは後あともしっかりと伝えていくことが責務だと思いますので、そういう意味において田子町に資料があつたりしていますが、かなりそれらをちゃんと様々な機会に学習や教育の場としても、県の方としてもいろいろと取り組まれると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

その辺、特に田子町とか、今、佐々木部長がおっしゃったように三八県民局を中心に、まずは広めていくのも一つの手だと思います。その時には慶長委員、何かいい意見がありましたらいつでも県の方に、「こんなことをやったらどうだ」と、こういう会議だけではなくて是非ご提言をいただければと思います。

眞家委員、どうぞ。

眞家委員： 今の御意見に関連して。最近、不法投棄の事案というのはあるのでしょうか。このような大規模でなくても、毎年、不法投棄、今も事案が上がってくるのでしょうか。

事務局： 毎年、残念ながらあります。撲滅に至っていない状況です。ただ、建設系廃棄物の割合が多いんですけれども、それを減らしていくために撲滅という目標を掲げて、指針を作って業界団体と一緒に今、取組をしているところです。

眞家委員： 何か不法投棄を見つけたらどこどこに連絡してくださいというような、そのような広告というのは出されているのでしょうか。

事務局： 不法投棄、あと野焼き関係について、発見した場合は、各環境管理部、あるいは環境保全課に連絡をしてくださいというチラシとかを作って、配布しております。

眞家委員： 何か、見た時にすぐに「あそこに電話をしなければ」とか思い出していただけるような広報があると、皆さんに知ってもらえると思いました。

事務局： あとラジオなどの県の広報だとか、そういったものを利用して毎年のようにそういった情報は流しております。

眞家委員： ありがとうございます。

末永会長： この産廃の不法投棄、確かに闇に紛れて、そんなに大量ではありませんがありますけれどもね。やっぱり住民の目も非常に厳しくなって、すぐに通報されたりということで、だいぶ防げるとは思いますけれども。それでも悪いやつはいるんですな。

こういうことがないような形で、これほど甚大な被害を及ぼすことでなくても決して許されることではありませんので、産廃不法投棄は。そのためにも産廃を不法投棄したら、こんな甚大な被害ということをやっばり知らしめていくということは大事なと、小さいものも含めて、思いますので。

県の方としてもいろんな形で取り組んでいただければと思います。

山本町長、それから一ノ渡委員、宇藤委員、出席ありがとうございます。実は2時10分から始めさせていただきました、最初に報告事項から進めて、ちょうど報告事項が終わったところなんです。それでこれから審議事項が3つありまして、やはり地元の委員の方々の御意見が大切ということで、そういう形にさせていただきました。これから審議事項の方に入りますのでよろしく願いいたします。

それでは今日、御出席予定の全委員が御参集いただきましたので、それでは案件の2に戻りまして、これから審議事項3つ、やらせていただきます。

令和3年度環境モニタリング調査計画(案)ということで、資料2、これを御報告いただきまして皆様に御審議をいただきます。よろしくどうぞ。

事務局： 県境再生対策グループの工藤と申します。よろしく願いいたします。

資料2の令和3年度の環境モニタリング調査計画(案)について説明をさせていただきます。

(1) 遮水壁内地下水のア、遮水壁内井戸についてですが、現在、モニタリングを行っている項目は、①から⑥の項目となっております。そのうち、①の鉛及び⑤のほう素については環境基準値超過が見られなくなったことから、モニタリングを今年度で終了したいと考えております。

資料2の3ページの一番上の図を御覧ください。鉛についてはア-37でモ

モニタリングを実施していますが、平成29年12月を最後に2年以上、環境基準値超過がない状況です。

次に4ページの上から3番目、ほう素の図を御覧ください。ほう素についてはアー8及びアー38で実施していますが、アー8については平成27年12月、アー38については平成29年2月を最後に3年以上、環境基準値超過がない状況です。

従って、来年度の遮水壁内井戸のモニタリングでは、1ページに記載しております②砒素、③ベンゼン、④硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、⑥1,4-ジオキサンの4項目について令和2年度と同様の36地点で実施したいと考えております。

1ページを御覧ください。次にイの流末部についてです。1,4-ジオキサンの浄化終了要件の地点に流末部が加えられたことから、新たに測定地点を設定するものです。6ページの図4に採水地点を示しております。実際の流末部は遮水壁内にありますが、積雪期に採水が困難であることから、年間を通じて安定的に採水が可能であり、構造的に雨水等が流入する可能性がなく、水質が流末部と同等であることが確認されている浸出水処理施設のVOC原水槽を流末部として選定いたしました。

測定項目は、遮水壁内地下水で実施する全ての項目、砒素、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサンといたしました。

次に2ページの(2)周辺河川・湧水等の8地点についてです。これらについては今年度と同様の地点及び項目でモニタリングを継続することといたします。ただし、遮水壁内井戸においてモニタリングを終了するとしたほう素の調査回数については、遮水壁内井戸で既にモニタリングを実施していない項目と同様に1回としたいと考えております。

(3)周辺地下水の6地点についても、今年度と同様の地点及び項目でモニタリングを継続することとしますが、ほう素については周辺河川・湧水等と同様に1回にしたいと考えております。またアー10については、令和2年度中に1,4-ジオキサン濃度の環境基準値超過があったことから、監視強化のため、引き続き調査回数を12回といたします。アー14についても同様に12回としたいと考えております。

(4) pH及び電気伝導率についても、各地点の最大の調査回数に合わせて実施することといたします。

以上から、案件2の令和3年度水質モニタリング計画(案)について、調査地点については5ページから6ページの別図1から4とし、調査回数及び調査項目は7ページの計画表(案)のとおりとしたいと考えております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。今、御説明をいただいたとおりでございますが、何か御質問なり御意見をいただきたいと思えます。ずっと環境基準値以下を継続しているものは終了するということですね。よろしいでしょうか。

それでは令和3年度環境モニタリング調査計画（案）とありますが、（案）が取れまして、このような計画に基づいて実施をお願いします。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

それでは次、案件の3番でございます。資料3になりますが、1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件（案）でございますが、これに関しましても御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

事務局： 資料3の1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件（案）について御説明をいたします。

1 1月4日に開催した第65回協議会において、1,4-ジオキサンの終了要件が決定されましたが、今回は1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件（案）を整理しましたので説明いたします。

2. 浄化終了の基本方針については、1,4-ジオキサンと同様に、事業実施計画書に示されております内容を基本方針といたします。また3. 現場地下水浄化計画の目標設定の考え方についてですが、その他の物質についても効率的な浄化を行って参ります。

終了要件については1,4-ジオキサンと同様に、（1）現場内地下水と（2）現場周辺地下水及び表流水の2つに分けて設定いたしました。

まず（1）現場内地下水の浄化終了要件については、①対象物質を先ほどお話ししました令和3年度のモニタリング計画で対象としている物質のうち、ベンゼンと砒素といたします。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については資料の5で別に説明させていただきます。②終了要件は令和3年度のモニタリング計画の対象となる観測地点において、基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には浄化終了とし、その判断は観測地点ごと、物質ごとに行いたいと考えております。

資料4ページの令和3年度水質モニタリング計画表を御覧ください。対象となる観測地点は青の地点となっております。ベンゼンはア-26、ア-27、ア-28、ア-29、ア-43の5地点、砒素についてはア-8の1地点となっております。

2ページにお戻りください。③浄化対策等ですが、ベンゼンについては現時点ではア-43で環境基準値を超過しておりますが、来年度、1,4-ジオキサンの追加対策として新たに設定予定のCW-2の注水用横ボーリングからの周辺部への注水に加え、当該井戸への注水と揚水の繰り返しにより地下水の流動性を高め、浄化を促進したいと考えております。

砒素については、現在、環境基準値を下回った状態が継続していることから、引き続き推移を見ていきたいと考えております。

(2) 現場周辺地下水及び表流水の終了要件についてです。①対象物質は、令和3年度のモニタリング計画でモニタリング対象としている全ての物質としました。資料4ページの令和3年度水質モニタリング計画表を御覧ください。ピンクで囲まれた地点で実施予定の測定項目、健康項目、要監視項目が対象の物質となります。

②終了要件として、こちらは1,4-ジオキサンと同様に現場周辺のすべての観測地点の結果が、基本的に1年間継続して環境基準値を下回り、かつ現場内地下水の全ての物質の浄化が終了した場合には現場内周辺のモニタリング終了と判断いたします。その他、協議等が必要な事項については、協議会に諮った上で対策等を進めていきたいと考えております。

最後に5. 硝酸・亜硝酸の対応方針についてです。硝酸・亜硝酸については、現在、アー38及びアー39でモニタリングを実施しております。今年度、アー38において環境基準値を超過しておりますが、資料2ページの硝酸・亜硝酸の対応方針に記載している5つの理由から、浄化の終了要件には設定せず、ただし令和3年度もモニタリングを継続したいと考えております。

1つ目の理由として、資料3ページの図、硝酸・亜硝酸経年変化を御覧ください。図ではアー38及び39の現在までの経年変化を示しておりますが、平成25年12月の廃棄物全量撤去後に植樹を行ってから濃度が上昇していることから、廃棄物由来とは考えにくく、その上昇原因は植樹のための客土や苗木ポットの養分の影響が考えられるということです。

2つ目として、現時点で周辺環境への影響は確認されていないことです。現場周辺地下水及び表流水では、環境基準値を大きく下回っております。

3つ目として、流末部、浸出水処理施設の原水においては、環境基準値を大きく下回るレベルとなっていることです。今年度の流末部の硝酸・亜硝酸の濃度は環境基準値10mg/Lに対し2.2から3.5mg/Lとなっております。

4つ目として、本県が県内の地下水を対象に実施している一般環境の地下水の測定結果では、県南地域において高い割合で施肥に起因すると思われる基準値超過が見られ、特殊な事象ではないことです。

最後に5つ目として、岩手県においても本県と同じような理由から硝酸・亜硝酸への対応について、特段の浄化対策工事は実施せず、モニタリングのみ継続するという方針が昨年12月に開催した協議会で決定されているということです。

以上のことから、硝酸・亜硝酸については終了要件を対象物質として設定はせず、今後もモニタリングを継続しながら濃度の推移を確認していきたいと考えております。以上です。

末永会長： ありがとうございます。ただ今のことに関しまして御質問等、御意見がありましたらお願いします。眞家委員、どうですか、いいですか。山本町長、よろしいでしょうか。

山本委員： 特にございません。

末永会長： それではこれも、このような形でやっていただくと、この（案）を取りまして承認させていただきます。ありがとうございます。

それでは最後の案件になりますが、資料4、浸出水処理施設における全処理工程バイパス運転基準等の一部見直し（案）、これに関しまして御説明をいただきます。よろしくをお願いします。

事務局： それでは4番目の浸出水処理施設における全処理工程バイパス運転基準等の一部見直し（案）について説明させていただきます。

資料4をお願いします。大きい1番の趣旨の部分でございます。県では現場地下水浄化計画に基づきまして、雨水が自然流下して地下水に置き換わる自然浄化を基本としながらも、積極的に注水・揚水をして浸出水処理施設で処理を行うという地下水浄化を行ってきているところです。

現在、地下水の水質は改善が進んでおりまして、追加対策で設置した浄化設備等の稼働による流入水の増加に対応しつつ、安全かつ効果的に地下水浄化を行うために浸出水処理施設の運転基準等の見直しを行うという案について説明をさせていただきます。

大きい2番の経緯の部分ですけれども、浸出水処理施設は汚染拡散防止に向けて、現場内からの浸出水の水質を計画処理水質以下になるように処理をすることを目的として建設された施設でございます。その計画処理水質というのが水質汚濁防止法に基づく排水基準を参考に定められてございます。

資料の3ページ目をお願いします。こちらの表に浸出水処理施設の計画処理水質を示してございます。計画処理水質というのが表の2列目に示してございます。それに対応する形で一番右の列に排水基準を示してございます。基準としましては、黒字で示している部分については排水基準をそのまま適用して準用してございます。赤く示したところについては、排水基準よりより厳しい形で計画処理水質を設定しているところでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、2番、経緯の2段落目からですけれども、また、浸出水処理施設の運転方法は、第42回・第43回の協議会で協議されているところでございまして、流入水の水質に応じて全工程処理、高度処理工程バイパス、全処理工程バイパスという3つの方法が設定されているところです。



運転方法につきましては、現場内地下水の浄化が進み、施設への流入水の水質が計画処理水質を安定的に下回るようになった場合、水質を監視しながら全処理工程バイパス運転を行うこと、またその基準につきましては流入水の水質と処理の状況に応じて見直すこととされているところでございます。

次の2ページ目をお願いします。2ページ目の上の図ですけれども、第42回、43回協議会資料から抜粋したものでございまして、水質が改善していくとともに水処理の運転を切り替えていくことが示されてございます。

そしてページの中段のところですが、現在の全処理工程バイパス運転の運転基準及びバイパス停止基準について抜粋しております。読み上げますと、高度処理工程のバイパス運転実施後、時間の経過とともにさらに地下水の水質は改善し安定すると考えられることから、浸出水処理施設への流入水の水質が全項目で計画処理水質の50%未満の状態を2か月間継続した場合は、全処理工程のバイパス運転を行うこととする。

なお、この基準は、流入水の水質と処理の状況に応じて見直すこととする。

また、放流水のモニタリングは継続して実施することとする。

放流水質が計画処理水質の50%以上となった場合は、全処理工程バイパス運転を止める。

となつてございます。下に示しました図を用いて説明をしますと、現在、図の真ん中辺りにある凝集膜ろ過処理後の水をモニタリングしまして、計画処理水質の50%未満を2か月間継続している場合はその後の工程をバイパスする高度処理工程バイパス運転を現在行っているところでございます。より水質が良くなって、流入水のところでモニタリングをして計画処理水質の50%未満を2か月間継続した場合に、その後の処理工程をバイパスする全処理工程バイパス運転を行いまして、放流水の水質のモニタリングを行い、確認してから放流するという流れになっています。

資料の4ページ目をお願いします。大きい3番としまして、水質の状況について説明いたします。(1)の1,4-ジオキサンについてですけれども、流入水の水質は令和2年7月以降、常に1,4-ジオキサンに係る計画処理水質の50%である0.25mg/Lを下回っている状況でございます。

グラフで言いますと、赤点線で示したのが計画処理水質の50%のラインでございまして、青で示した流入水が安定的に下回っている状況でございます。

下の(2)その他の物質、ここではSS:浮遊物質をあげて説明いたしますが、1,4-ジオキサン以外の物質については、SS(浮遊物質)を除いて常に計画処理水質の50%を下回っている状況でございます。SSのみ時折計画処理水質の50%である5mg/Lを超過することもある状況でございます。過去2か年での最大値としては8mg/L、計画処理水質の80%となっている状況でございます。

グラフの方には10のラインと5のラインと流入水のSSのラインを示して  
ございます。時折5mg/Lを上回る状況でございます。

次のページをお願いします。大きい4番、SSに係る全処理工程バイパス運転  
基準及びバイパス停止基準の一部見直しについて説明いたします。(1) SSに  
係る計画処理水質設定の経緯ですけれども、SSに係る計画処理水質については、  
浸出水処理施設の設置当初、現場内廃棄物からダイオキシン類が検出されていた  
ため、他の物質に係る計画処理水質の設定の際に参考とした排水基準、SSでい  
いますと許容限度200mg/Lですけれども、これを準用せずに、ごみ処理に係  
るダイオキシン類発生防止等ガイドラインにおける最終処分場に設置する浸出  
水処設備が当面満たすべき処理水質である10mg/L以下というものを採用し  
てございます。

SSにダイオキシンが吸着しやすい性質があることから、SSについてかな  
り厳しく設定した経緯があります。参考としまして、排水基準(一律基準)は先  
ほど申し上げた許容限度200mg/Lで、もう1つ参考としまして馬淵川上流部  
であるA類型の河川環境基準は25mg/L以下という定めがありますけれども、  
それよりも厳しく設定されている状況でございます。

(2) SSに係る全処理工程バイパス運転基準及びバイパス停止基準につ  
いてでございますけれども、SSに係る計画処理水質10mg/L以下というものは、  
ダイオキシン類対策を念頭に河川の環境基準よりも厳しく安全側に設定されて  
いること及び廃棄物の全量撤去が平成25年12月に完了して以来、浸出水処理  
施設に流入する水にダイオキシン類が環境基準超えで検出されていないことか  
ら、SSに係る全処理工程バイパス運転基準を計画処理水質未満に見直し、併せ  
て放流水質が計画処理水質に達した場合、バイパス運転を停止するよう見直し  
たいと考えてございます。

一部見直し後の全処理工程バイパス運転の運転基準とバイパス停止基準につ  
いて四角で示してございまして、見直し部分は赤字部分になりますけれども、1  
ポツ目、全処理工程バイパス運転を基準のところについては、「ただし、SSにつ  
いては、計画処理水質未満の状態を2か月継続した場合とする」として見直し  
たいと考えております。

4ポツ目に、全処理工程バイパス運転を止める時は、「SSについては、計画  
処理水質(10mg/L)に達した場合」と見直しさせていただきたいと考えてご  
ざいます。

下に参考としまして、処理水放流の自動停止について示してございます。浸出  
水処理施設では、放流水の水質の常時監視を実施しておりまして、pH、あとは  
SS、CODが設定値に達した場合に放流が自動停止する仕組みとなっております。

次の6ページをお願いします。こちらがSS部分の全処理工程バイパス運転を見直した表になってございます。

最後の7ページ目をお願いします。大きい5番、全処理工程バイパス運転の運転方法についてでございます。全処理工程バイパス運転は、既存の処理工程に通航して行うことを基本としつつ、必要なバイパス配管を増設して行いたいと考えております。配管及びポンプ増設の結果、現行340 m<sup>3</sup>/日の処理能力が400 m<sup>3</sup>/日に増強されます。なお、主に既存の処理槽を通過させることから、水質悪化等が生じた場合も、早期に既存の処理工程へ切り替える対応が可能となっております。

(1)は現状の処理工程である、高度処理工程をバイパスする運転のフローを示してございますけれども、それを(2)全処理工程バイパス運転のようなフローに切り替えることとなります。放流水質悪化の場合は、(2)の運転から上記の(1)の運転に戻すこととなります。

最後に全処理工程バイパス運転につきましては、浸出水の水質が安定的に改善しているという一定の条件のもとで行うものでございまして、これまで通り下流での安全・安心について確保されるものと考えております。

資料4についての説明は以上となります。

末永会長： ありがとうございます。ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問がありましたらよろしくをお願いします。古川委員。

古川委員： 今の御説明の中で、放流水については常時監視をしているということで、変更特に異存はないです。処理水量も多くできるということなどは、非常に現場で対応をちゃんとなされているということも分かっています。

1つだけ伺いたいのは、施設を委託されている状況で、人数は何人で対応されているのか、1点だけお聞かせ願いたいです。

事務局： お答えします。現在の高度処理バイパス運転は、4人体制を基本としておりまして、それが全処理工程バイパス運転になった際にも人数は変わらない対応をしていく予定でございます。

古川委員： はい、私どもも浄水処理施設があるものですから、そういう意味で非常に対応される方も大変だなというところがあるので、これからも頑張っていただければと思います。

末永会長： はい。山本町長。

山本委員： 山本でございます。遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。

この排水の基準につきまして、非常に厳しく捉えていただいていることは大きな安心であると、私は評価をさせていただきたいと思いますが、1つ、農家さんたちはこの水を使ったりしておりますので、ここで何回も御質問をさせていただいて、またかという話になるかもしれませんが、是非、ここで言質をいただきたいと思うのは、「動物・植物での濃縮は行われませんよ」という話と、それから「環境ホルモン化して何らかのいたずらをするんじゃないでしょうね」という話。この2つについて、「これはないですよ」という言葉がいただければ、これはうちのケーブルテレビでも放映されておりますので、安心して今回のことは町民も見えてくれるのではないかと思いますので、ここを少し教えていただきたいと思います。

末永会長： それでは事務局。

事務局： この現場で特に問題な1,4-ジオキサンにつきましては、化学物質審査規制法の中で物質を審査した際に、生物への濃縮性が極めて低いか、またはないというふうに審査されております。ですので、蓄積性は非常に低いと考えられています。

環境ホルモン性があるかどうかということについてですけれども、非常に難しい問題ですが、当初、環境ホルモンが問題になった頃、環境省がSPEED'98という方針を立てまして、要はスピードをもって対応していこうということで、そう名付けたと思うんですけれども、その中で環境ホルモンの疑いがありそうな物質として67だったか65をリストアップして、その環境ホルモン性を調査したわけです。

当初の疑いがありそうな物質の65だったか67の中には1,4-ジオキサンは含まれておりませんでした。したがって、最初の段階でホルモン作用はないだろうということ整理されていると考えております。

環境ホルモンとしての作用は、全くないと言い切れるかどうかはちょっとあれですけれども、ホルモン作用として人体に影響を与えると、そういうことはないというふうに認識しています。

末永会長： 町長、よろしいですか。

山本委員： そのように言っていただくことが、最も私たちの町民、農家の皆さん、畜産農家の皆さんはじめ安心できることだと思いますので、この考え方については賛同申し上げますし、今の言葉で町民も安心したのではないかと思います。ありがとうございました。

末永会長： ありがとうございます。宇藤委員、あるいは一ノ渡委員、何かございますか。  
よろしいですか。

じゃあ、そういうことで、今、山本町長がおっしゃったように、いささか私の文学的表現で恐縮ですが、いわゆる安全と安心の問題だと思うんですね。科学的にこうだということ、100%云々ということはなかなか言えないのですが。先ほど町長がおっしゃったとおり、非常に県の方としては厳しく対処してくれているということ。要するに安全ということでは科学的な安全性ということとは十分確保できるだろうと。しかし、万が一とか、100%というのはありませんので、そういったことにおいて住民の方々が安心できる、そのためにも今、2つの問題、濃縮されるか、あるいは環境ホルモンの問題はどうかということで御質問があったと思いますので、お答えをいただいたのが今の現状でのベストのお答えだと思います。

もし、何か新しい知見が入れば、それに対しましてはまたさらにここで議論をしてもいいですし、あるいはまた県の方から田子町の方にお知らせいただければ、さらによろしいだろうと思います。それは県の方としてもよろしく願いいたします。日々、科学的知見は変わるものでありますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、この（案）を取って、このような形で進めていただくということで御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは今日の案件は全て終わりましたが、先ほども申しましたが、田子町の山本町長以下お三方が、遅れて到着いたしましたので、簡単におさらいをしますと、1番目の環境モニタリング調査結果、これに関しましては全く質問はありませんでした。5番目の地下水浄化に係る云々、これに関しましては眞家委員の方から水量の問題はどうするんだということですが、これは県の方からきちんと必要な量を確保できるということでありましたので、これもそれで終わりました。それから6番目の令和3年度跡地工事の進め方です。これに関しましても特段の質問はなかったです。7番目の環境再生、これに関しましては坂本委員の方から、こういう事案はやはりこれからも伝えていくべきだろうということで、さらなる広報活動を県の方もやっていただきたいということがありましたので、まさにそのとおりだと思いますので、そういったことで県の方でも御協議をいただくということで承認させていただきました。

大体そういうふうなことで今日の案件、7つ終わりましたが、何か全体を通じまして御質問などありましたら。

宇藤委員： 今日はどうもありがとうございました。

資料1-3、第二帯水層のジオキサン濃度の高濃度エリアのところですが、高濃度エリアの原因をどのように考えているのか、どういう原因で高濃度になっているのか、産廃を全部撤去したのに、なかなかそこら辺が高濃度で、今、いろんな対策を講じてくれていると思うのですが、そこ、どういうふうに考えているか教えていただきたいと思います。

末永会長： 県の方。

事務局： なぜ第二帯水層の方が高濃度なのかというのは、きちんと解明できているものではないのですが、結局、廃棄物があつて、雨水などが接触して浸透していったものが何かの原因で第二帯水層に達したと。一生懸命、我々、第一帯水層も第二帯水層も浄化しているわけなんですけれども、結局、第二帯水層の賦存量といいますか、入って浸透していった量が全体的に多いというのがまずあると思うんです。

あと第二帯水層というのは局所的に水が動きにくい、上に不透水層があつたりして局所的に水が動きにくいところがあつて、なかなか注水・揚水でもって浄化が促進されにくい場所があるということで、現状のこういった状況になっていると思います。

そこについて、今、追加対策を説明したんですけれども、そういった局所的に水が動かない井戸については、来年度早々に追加対策をやって、その周辺に水を供給して、また揚水をしたりということをやることにしております。濃度の高い井戸については、そういう対策を講じることにしております。

末永会長： よろしいですか。

宇藤委員： 講じてくださっているのはよく分かって、この間も説明を受けて、こういうふうにやるというところまではどうにか分かったのですが、もし、それが来年度、もし基準値まで達成できなかった場合は、さらにまた検討をしていただけると考えてよろしいですか。

事務局： 終了要件を前回の協議会でお示しをして、今回も1,4-ジオキサン以外についてはお示しをしました。県の考えとしては、ここに書いてあるように、基本的に1年間継続して環境基準を下回った場合に浄化終了と判断をすると、こういう方針ですので、そこについては浄化前に終わることはないということをご安心いただけると思います。

末永会長：　そういうことです。よろしいですか。

その他、ありますか。今日、実は2時10分から開始させていただきましたが、皆さん方のご協力のもとに全て順調に、まだ20分近く残っていますが終わりました。もし何か。今年度はこれで、2回のうちの2回目で今年度はこれで終わりですので、何かありましたらお願いします。

無ければ終わりですが。実は大変僭越ですが、実はここにいる中ではっきりしているのは、次長が定年でお辞めになります。次長、一言。

澤田次長：　委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。改めてお礼を申し上げます。一応、この県境対策の協議会は、少なくとも令和4年度までやることになっていますので、また引き続き、よく終われるように私ども頑張ってお参りますので、皆様の御協力をいただければと思っております。

大変長い間、お世話になりました。ありがとうございます。

末永会長：　どうもありがとうございました。

それでは、まだ20分ありますが、皆様方の御協力のもと、また事務局が非常にいい資料を作ってください、かつまた的確なご回答をいただいたために大変早く終わることができました。

それでは第66回の推進協議会、令和2年度の2回目ですが、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

司会　：　それでは以上を持ちまして、第66回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。なお次回の協議会は9月頃を予定しております。開催日程につきましては、改めて照会をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。